

第14号議案

春日市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年2月22日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)の一部改正及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)の施行に伴い、市営住宅の入居者の資格に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市営住宅条例の一部を改正する条例

春日市営住宅条例(平成26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加え、同号ウ中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。